

法的葛藤問題の授業開発

—高等学校公民科政治経済「爆発金庫訴訟」の場合—

橋本 康弘

本稿は日本の法教育の改善のための一方策として法的葛藤問題学習を提案するものである。本稿では、法を知識理解のレベルに止めることの問題点、法的葛藤問題学習の必要性といった日本の法教育の現状と課題、法的葛藤問題の学習過程モデルの提示、公民科政治経済「爆発金庫訴訟」の指導案の提示の後、法的葛藤問題学習の意義を述べる。

1. 問題設定—法教育の現状と課題—

現在行われている法教育の中心は、小学校社会科や中学校公民的分野、高等学校公民科であるが、ここで行われている法教育は、憲法教育が主であり、その学習内容は憲法の条文と判例となっている。またその目的は条文や判例を理解することにあった¹⁾。その方法は、理念や条文、判例を知識として教授する形態がほとんどである。最近は、方法として弁護士による出張授業や模擬裁判といった生徒の興味関心を高めるような工夫がなされているが、まだまだ事例としては少ない。

日本国憲法の理解は当然必要なことであるが、日本の法教育では法理解に止まっているために、生徒は法を知識として捉えがちである。法はその機能として市民への制御という役割だけではなく、社会の促進機能を持つ²⁾。しかし生徒は、このような法の側面を理解することがない。また法を用いて自らの権利を主張すると同時に、社会には自らの権利を主張する主体が存在しその権利は往々にして葛藤するものであることを認識し、その問題を主体的に解決する能力を育成していない。法的問題を主体的に解決することは、市民社会を維持発展させるためには必要なことであり、主体的に解決できる市民を育成することは市民社会の維持発展にとって不可欠なことである³⁾。

このように考えるならば、学校教育における法教育は憲法の理念や条文の理解だけではなく、理念や条文を理解すると同時に条文を用いて（解釈して）法的葛藤問題を解決したり、法的葛藤問題を解決するための社会の中で通用するルールを作成することが必要であろう。そのためには多様な法的葛藤問題を取り上げ解決に至る過程を繰り返すことでそのプロセスを習得させるとともにルールを自ら作成できるようにすべきであろう。

また現代社会の多様な法的葛藤問題を取り上げる場合、憲法の理念や条文だけでは問題を解決できないことがある。商法や民法などを用いて法的葛藤問題を解決する必要があり、商法や民法の条文・理念の理解やそれらを解釈して法的葛藤問題を解決することも必要であろう。

以上のような問題意識の下、筆者はこれまで生徒が法的葛藤問題を合理的第三者的に解決しルールを作成するよう構成した公民科現代社会の授業「学校カメラ事件」を提示した⁴⁾。「学校カメラ事件」の場合は、裁判官のやるような合理的第三的な問題解決過程である「法的決定」を用いて生徒が問題を主体的に解決するものである。ここでは生徒は主に憲法条文を用いて解決策を考え出している。

本稿では、憲法条文ではなく、商法等の条文を用いて法的葛藤問題を解決する過程を授業に組み込んだ「爆発金庫訴訟⁵⁾」について提示する。その前に本授業の授業過程を提示した後、「爆発金庫訴訟」の指導案を提案する。最後に、法的葛藤問題学習の意義を論じる。

2. 「爆発金庫訴訟」の授業過程

爆発金庫訴訟の授業過程を以下の様に設定した。この授業過程を法的葛藤問題解決の仮説モデルと位置づける⁶⁾。

- ① 法的葛藤問題の確認
- ② 法的葛藤問題に対する相対立する主張の提示
(トゥールミン図式を用いて事実・主張・理由付け・裏付けとしての法規範を体系的にまとめる)
- ③ 主張で提示される事実の吟味
- ④ 論点の提示と吟味
- ⑤ 法的葛藤問題に対する主張の整理（問題解決策の考察）
- ⑥ 判例の確認
- ⑦ 問題解決策の再考察、合議（合意）・決定
- ⑧ 問題解決策に関するルールの策定

3. 公民科政治経済「爆発金庫訴訟」の開発

前述のような授業過程の下で、商法等に関わる法的葛藤問題学習「爆発金庫訴訟」を開発した。以下はその学習指導案である。ここでは、紙数の関係で、授業の詳細にわたる説明は省略する。学習指導案を参照願いたい。

高等学校公民科政治経済学習指導案

【1】小単元 私たちの身の回りにある法規—私法社会法を中心に—

【2】小単元の目標 私法社会法のうち、私たちと関わりの深い民法・労働法・消費者法・商法などへの理解を深め、またこれらの法規に関する法的葛藤問題に対して合理的な問題解決過程を経ることでその問題解決策を考察する

【3】小単元の構成

- (1)私たちの身の回りにある法規—民法を中心に—（2時間）
- (2)私たちの身を守ってくれる法規—労働法・消費者法を中心に—（2時間）
- (3)私たちが解決する法的葛藤問題—爆発金庫訴訟—（2時間）

【4】到達目標

- (1)の目標 ①私たちの身の回りにある法規を私法社会法を中心に生徒が取り上げその内容を説明する
②民法のうち、家族法についての理解を深め、家族法に関する課題を説明する
- (2)の目標 ①労働法のうち、働いている人の就業状況を参考に労働法と照らし合わせ、労働法への理解を深める
②マルチ商法を事例に消費者法の「利用法」について理解を深める
- (3)の目標 学習指導案（第1次～第2次）の目標を参照

【5】(3)の学習指導案

* 第1次の学習指導案

本時の目標

- ① A社がB社に損害賠償を求めた件について、その賛否をトゥールミン図式を用いて合理的に主張できる
- ② 本事案に関わる事実を精査し、また本件に関わる法規（特許権・意匠権・不正競争防止法）・道徳的視点上で問題を理解する
- ③ ②の理解を踏まえた上でA社がB社に損害賠償を求めた件についてその賛否をトゥールミン図式を用いて合理的に説明できる

学習段階	発問（留意させる点）	教授・学習活動	生徒から引き出したい（獲得させたい）知識
導入	本時は商法等の内容に関わる法的葛藤問題を生徒に解決してもらう	T：提示する	
	ここで取り上げる法的葛藤問題を説明する	T：生徒に読ませる S：読む	<p>金庫メーカーのA社は勝手に扉を開けると爆発するという仕掛けについて特許を得た上でこの装置付きの金庫を発売した所、評判となり大きな収益を上げていったが、これを見た別の金庫メーカーB社はそのような仕掛けをしていないにも関わらず、A社の爆発装置と外見上似たものをつけた金庫をそのような装置は付けていないことを明示した上でA社の金庫よりも安い価格で販売し大きな収益を上げた。B社が金庫を発売したとたん、A社の売り上げは落ちた。A社はB社に損害賠償を請求した。</p> <p>Q1：A社に対してB社は損害賠償を支払うべきですか？ その理由は何ですか。その主張を行う事実関係はどのようなものですか</p> <p>SQ1：A社に対してB社は損害賠償を支払うべきですか SQ2：（そう主張する）理由は何ですか SQ3：（そう主張する）事実関係は何ですか</p> <p>SA1～SA3 例（損害賠償を支払うべきである）の場合 事実 B社はA社と非常によく似た商品を作り売り上げを上げた A社の売り上げは激減した</p> <p>主張 B社はA社に損害賠償を支払うべきである</p> <p>B社の行為はひきょうであり、ずるいから 理由付け</p> <p>例（損害賠償を支払うべきではない）の場合 事実 B社はA社と非常によく似た商品を作り売り上げを上げた A社の売り上げは激減した しかし、その商品は似て非なりA社が思いかけなかつた点を「発明」してコストダウンに成功している 売り上げがあるのだから消費者が支持している 法的にも何ら問題ないはずだ</p> <p>主張 B社はA社に損害賠償を支払うべきではない</p> <p>自由競争市場で賢くふるまっただけであり、また消費者から支持を受けている 理由付け</p>

学習段階	発問（留意させる点）	教授・学習活動	生徒から引き出したい（獲得させたい）知識
展開1	<p>Q2：損害賠償を支払うべきか否かの主張の法的裏付けはどのようになりますか</p> <p>SQ4：（それぞれの主張の）法的裏付けはどのようになりますか</p>	T：発問する S：答える	<p>SA4：例（損害賠償を支払うべきである）の場合 一般常識、慣習法に基づく (損害賠償を支払うべきではない)の場合 法に違反していない？よくわからない</p>
展開2	<p>Q3：それぞれの主張の事実関係は正しいですか</p> <p>SQ5：（それぞれの主張の）事実関係は正しいのですか</p> <p>Q4：（それぞれの主張を受けて）問題になるのはどのような点ですか</p> <p>SQ6：特許権とは何ですか</p> <p>SQ7：A社は特許を持っているが、その特許をB社は侵したことにならないですか</p> <p>SQ8：意匠権とは何ですか</p> <p>SQ9：A社は意匠権を持っているが、その意匠権をB社は侵害したことにならないのか</p> <p>SQ10：不正競争防止法とは何ですか</p> <p>SQ11：不正競争防止法にある「不正競争」に当たるものは何ですか</p> <p>SQ12：B者の行為は不正競争防止法に違反するのですか</p> <p>SQ13：道徳的視点から見るとどう判断できるのですか</p>	T：発問する S：答える	<p>SA5：例（損害賠償を支払うべきである）の場合 事実関係は正しい 例（損害賠償を支払うべきではない）の場合 「売り上げがあるから消費者が支持している」とは一概に言えない。商品の問題点（他社の模倣）を聞けば支持しない人が多いはずである</p> <p>SA6：「発明」や「発明した人」の利益保護を図るために規定されている SA7：たしかに特許を持っているが、B社の製品が「爆発しない金庫」である以上特許権を侵害したことにならない。これが、「爆発する金庫」であれば特許権の侵害となる SA8：「工業上」利用することができるデザインや「デザインを作成した人」の利益保護を図るために規定されている SA9：「工業上」利用するデザインという点ではB社の金庫は合致したものであるが、「外見が似た」ものであるだけでは意匠権の侵害にはならない SA10：業者間の公正な競争を促進するために作られた法律 SA11：他人の商品など表示として需要者の間に広く認識されているものと同一もしくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、輸出し、もしくは輸入して他人の商品または営業と混同を生じさせる行為他 SA12：B社の製品はA社の商品に似ているが爆発しない金庫というオリジナリティがあり、爆発しないことを明示している点で需要者にA社の商品との差を明らかにしている等から不正競争防止法違反にはあたらない SA13：（例）B社の行為はA社の「まね」をして金儲けをしている点から社会良識の範囲を逸脱している</p>
終結	<p>Q4：（もう一度）B社はA社に損害賠償を支払うべきですか。その理由は何ですか。理由付けの根拠となる法規範は何ですか。そのような主張を行う事実関係はどうなりますか</p> <p>SQ14：A社に対してB社は損害賠償を支払うべきですか SQ15：（そう主張する）理由は何か否かを何ですか SQ16：理由付けの根拠となる法規範は何ですか SQ17：（そう主張する）事実関係はどうなりますか</p>	T：発問する S：支払うべきか否かを選択しトゥールミン図式を完成させる	<p>SA14～SA17 例（何らかの償いを支払うべきである）の場合 事実 主張</p> <p>B社はA社の商品を「土台」にして商品を作っている B社には法的問題はない</p> <p>B社はA社に損害賠償は支払う必要はないが何らかの償いをする必要がある</p> <p>B社はひきょうである</p> <p>理由付け</p> <p>B社の行為は慣習法に違反している</p> <p>法的裏付け</p> <pre> graph TD A[SA14～SA17 例（何らかの償いを支払うべきである）の場合 事実 主張] --> B[B社はA社の商品を「土台」にして商品を作っている B社には法的問題はない] B --> C[B社はA社に損害賠償は支払う必要はないが何らかの償いをする必要がある] C --> D[B社はひきょうである] D --> E[理由付け] E --> F[B社の行為は慣習法に違反している] F --> G[法的裏付け] </pre>

学習段階	発問（留意させる点）	教授・学習活動	生徒から引き出したい（獲得させたい）知識
終結			<p>例（損害賠償を支払うべきではない）の場合 事実</p> <p>Bには法的問題はない</p> <p>B社にはA社に損害賠償を支払うべきではない</p> <p>法的問題は発生していないから</p> <p>理由付け</p> <p>特許権、意匠権、不正競争防止法に違反していないから</p> <p>法的裏付け</p>

*第2次の学習指導案

本時の目標

- ① アメリカの裁判事例から最優先されている点を見つけだす
- ② 法的葛藤問題の解決策についてクラスで発表し、他者の意見について合理的な理由付けの基で反論することができる
- ③ 班ごとに合議され提案された解決策について合理的な理由付けの基、批判できる

学習段階	発問（留意させる点）	教授・学習活動	生徒から引き出したい（獲得させたい）知識
導入	前時の復習をする	T：説明する	
	本件と似たような裁判事例（問題状況と判決）について説明することを伝える	T：生徒に読むよう指示する S：読む	<p>アメリカニュージャージー州の金庫メーカーの原告X社は泥棒から金庫を守るために爆発装置について特許権を得る中で（X社の売り上げの）好調さに目をつけたニューヨーク州のY社が同様の爆発装置を付けた金庫を売り出した。実はY社の製造・販売した金庫の中にはX社が爆発装置を付けるために用いている金属と同じバンドをつけただけで爆発装置は付いていないものもあった。Y社はこのタイプの金庫も顧客に爆発装置が付いていると偽って販売していた。X社はY社に爆発装置が付いていなかった金庫について訴訟を起こした。Y社の行為は爆発装置付き金庫を買いたいと思っている顧客をだましてバンドだけが付いた金庫を売りつけるものであってそれを買った顧客は本来であれば爆発装置が付いたX社の金庫を買ったはずだと主張してY社の問題の金庫の販売差し止めを求めた。</p>
展開	<p>第2巡回連邦控訴裁判所判決要旨 Y社には消費者をだまして商品を販売したという責められるべき点がある Y社の金庫が売れたのは爆発装置が付いているとの顧客の誤信があるのでX社はY社がその金庫を販売して設けた利益分だけ損失を被っている</p>		
1	<p>Q5：この判決は何を最優先した判決と言えるのでしょうか</p> <p>SQ18：この判決は何を最優先した判決と言えるのですか SQ19：消費者の視点でA社の商品を分析するとどうなるか SQ20：消費者の視点でB社の商品を分析するとどうなるか SQ21：消費者の視点で言えばA社とB社どちらが優れた商品を出していると言えますか</p>	<p>T：発問する S：答える T：発問する S：答える T：発問する S：答える T：発問する S：答える</p>	<p>SA18：消費者の利益 SA19：A社の商品はB社の商品が出るまでは消費者の利益（安全性の高い金庫）にかなったものであった SA20：(例) B社の商品はA社の商品と比べて安全性だけでなく、コスト減という点で消費者の利益にかなっている SA21：(例) B社</p>

学習段階	発問（留意させる点）	教授・学習活動	生徒から引き出したい（獲得させたい）知識
展開2	<p>Q6：この法的葛藤問題を解決するための手段としてどのような方法が望ましいと思いますか。その場合の主張・理由付け・法的裏付け・事実関係はどうなりますか</p> <p>SQ22：法的葛藤問題を解決するための手段はどのようなものですか SQ23：（そう主張する）理由は何ですか SQ24：理由付けの根拠となる法規範は何ですか SQ25：（そう主張する）事実関係はどのようなものですか 生徒同士の反論を合理的理由付けの基で行わせる</p>	<p>T：発問する S：トゥールミン図式を完成し発表する</p>	<p>SA22～SA25 例 事実</p> <p>B社には法的問題がない B社は消費者優先である しかし道徳的問題は残る</p> <p>B社には法的問題はない B社は消費者優先である B社には道徳的問題が残る</p> <p>理由付け</p> <p>B社の行為は特許法他に違反していない</p> <p>法的裏付け</p>
展開3	<p>Q7：この法的葛藤問題を解決するための手段としてどのような方法が望ましいと思いますか。その場合の主張・理由付け・法的裏付け・事実関係はどうなりますか</p> <p>SQ26：法的葛藤問題を解決するための手段はどのようなものですか SQ27：（そう主張する）理由は何ですか SQ28：理由付けの根拠となる法規範は何ですか SQ29：（そう主張する）事実関係はどのようなものですか 各班の発表内容を合理的理由付けの基で反論させる クラス社会の中で合意できるよう教師が「まとめ役」になるケースもあることを生徒に提示する</p>	<p>T：再度発問する S：班ごとに合議してトゥールミン図式を完成し発表する。クラスで合意されたトゥールミン図式を改めて完成する</p>	<p>SA26～SA29 例 事実</p> <p>B社には法的問題がない B社は消費者優先である しかし道徳的問題は残る</p> <p>B社には法的問題はない B社は消費者優先である B社には道徳的問題が残る</p> <p>理由付け</p> <p>B社の行為は特許法他に違反していない</p> <p>法的裏付け</p>
終結	<p>Q8：法的葛藤問題の解決策からどのようなルールが導き出されるのでしょうか</p> <p>SQ30：法的葛藤問題の解決策からどのようなルールが導き出されるのでしょうか</p>	<p>T：発問する S：答える</p>	<p>SA13：(例) 法的に問われなくても、また消費者の支持があったとしても何らかの道徳的な瑕疵があれば償わなければならない</p>

4. 法的葛藤問題学習の意義

法教育は憲法の条文教育から脱却できないでいる。丸山真男風に言えば「憲法は～ある」ことを認識するのではなく、「憲法を用いて～する」ことが市民には求められる⁷⁾。憲法を知識として認識するだけでなく、憲法を用いて自らの権利を主張すると同時に権利主張のために発生する法的葛藤問題を解決したり、新たに社会で通用するルールを作成するのは市民が社会を形成・維持する意味において大切なことである。また多様な法的葛藤問題の解決能力を身につけさせるためには、憲法だけではなく、民法や商法の関係する多岐にわたる問題状況を取り上げる必要がある。民主主義社会における法教育は主に憲法だけではなく、商法や民法等を知識として身につけ現代社会の市民として必要な社会的意思決定能力の育成を目標とすべきである。この目的のためには、法的葛藤問題を合理的に解決する授業が適切な方法ではないかと筆者は主張し具体的な授業を提示した。ただ本稿で示した「爆発金庫訴訟」は、その内容が高校生には高度であり難解なものとなっている。特に意匠権や不正競争防止法の内容は理解するのに時間がかかった。また生徒には身近な教材とは言えず、「法律クイズ」といった感覚で生徒は捉える傾向にあった。法的葛藤問題は生徒に身近な切実性のある問題を取り上げることが大切であり、以上の様な点を反省し、今後さらに法的葛藤問題の授業開発⁸⁾を行っていく。

註)

1) 日本で行われている法教育としての憲法教育の現状については大森正「憲法学習」日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい,2000.を参考されたい。またその憲法教育について、江口勇治は「憲法の条項を教えることで「憲法教育」が実現されるとほとんどみんなが「擬制」した」と主張されている。(江口勇治「社会科50年とこれからの教育改革ー「法教育」の意義とそのカリキュラムについてー」日本社会科教育学会『社会科教育研究』No.79,1998.)

2) 田中成明『法理学講義』有斐閣,1994,pp.74-80.

3) このような考え方は、渡辺洋三ほか編『日本社会と法』岩波書店,1994.などを参考にした。

4) 「学校カメラ事件」の詳細は、拙稿「民主主義社会における市民育成としての法教育ー日本の法教育の改善のために」日本弁護士連合会機関誌『自由と正義』No.52,2001,2.を参考。なお、本授業の問題解決過程である「法的決定」については、拙稿「法教育原理としての「法的決定」ー『自由社会における法』プロジェクトの場合ー」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第2部40

巻,1994,pp.229-234.が詳しい。

5) 「爆発金庫訴訟」の指導案は主に道垣内正人『自分で考えるちょっと違った法学入門』有斐閣,1996.や松井茂記『アメリカ憲法入門第4版』有斐閣,2000.を参考にして作成した。

6) このモデルを作成する際に主に参考にしたのは、足立幸男『議論の論理ー民主主義と議論』木鐸社,1993.や副島隆彦・山口宏『法律学の正体』洋泉社,1997.長谷川晃『解釈と法思考 リーガル・マインドの哲学のために』日本評論社,1996.である。またこのモデルは、大きく法的構成と法的価値判断から構成される法的判断過程として位置づけられる。法的判断過程については、拙稿「法関連教育の学習原理ー“I'M THE PEOPLE”の場合ー」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第12号,2000.を参照。

7) 丸山真男『日本の思想』岩波書店,1961.

8) 法的葛藤問題の授業としては、他に中学校公民的分野を対象とした精神の自由に関する法的葛藤問題学習「剣道拒否事件」がある(拙稿「精神の自由と法的問題」星村平和監修『中学校社会科教諭のためのCD-ROM授業資料集』ニチブン,2002年刊行予定)